

尼崎市人権文化いきづくまちづくり計画

進捗管理まとめシート(令和 6(2024)年度)

計画期間：令和 3(2021)年から令和 12(2030)年



◆ はじめに ◆

このまとめシートは、R3(2021)年6月に策定した「尼崎市人権文化いきづくまちづくり計画(以下「計画」)」に基づく人権施策について、R6(2024)年度内にどのような取組が行われ、どのような効果・課題があったのかなど、その進捗状況等について検証した上で、結果を抜粋し、公表するものです。

なお、このシートの公表にあたっては、「尼崎市人権文化いきづくまちづくり審議会(以下「審議会」)」に報告し、意見聴取を行っています。

【 目 次 】

●評価のための視点について	2
●まとめシートに記載の取組について	3
●主な成果と課題	4
●展開方向1 「つながり、支え合う人権尊重のまちづくり」	
・方向性(1) 地域でのつながりや支え合いの推進	7
・方向性(2) 関係機関の連携強化	7
●展開方向2 「人権侵害に関する相談と支援の充実」	
・方向性(1) 相談体制の充実と人権侵害の実態把握	11
・方向性(2) 差別の防止と偏見の解消	14
・方向性(3) 誰もが利用しやすい施設等の整備や 情報の円滑な取得・利用に向けた環境整備	16
●展開方向3 「あらゆる場における人権教育及び人権啓発の推進」	
・方向性(1) 学校園等における人権教育	18
・方向性(2) 地域における人権教育・啓発	22
・方向性(3) 事業者（企業）における人権研修・啓発	27
●展開方向4 「市職員・教職員等への人権研修」	
・方向性(1) 市職員への人権研修	28
・方向性(2) 教職員への人権研修	30
・方向性(3) 人権とかかわりの深い特定職業従事者等への人権研修	32
●参考	33

◆ 評価のための視点について ◆

取組を推進していく上で重視すべき『視点』を設定し、その視点に基づいて取組を整理しました。

- ・視点は、『プロセス』も重視しながら『ゴール』を目指すことを意識して設定しました。
- ・「R6(2024)の取組」「課題」「今後の取組・方向性」は、視点ごとに示した方が良いもの、複数の視点を総括して示した方が良いものをそれぞれ判断し、整理しました。
- ・展開方向2は、取組の事業目的自体が視点そのものであるため視点は設けていません。

展開方向1 「つながり、支え合う人権尊重のまちづくり」

方向性(1) 地域でのつながりや支え合いの推進／方向性(2) 関係機関の連携強化

視点

- 多様な人（性別、年齢、障害、国籍、家庭環境など）が知り合える場をつくる
- マイノリティ同士が悩みや思いを共有できる
- 市の各部局や地域住民・団体との連携

展開方向2 「人権侵害に関する相談と支援の充実」

方向性(1) 相談体制の充実と人権侵害の実態把握

方向性(2) 差別の防止と偏見の解消

方向性(3) 誰もが利用しやすい施設等の整備や情報の円滑な取得・利用に向けた環境整備

展開方向3 「あらゆる場における人権教育及び人権啓発の推進」

方向性(1) 学校園等における人権教育

視点

- 実践的行動力を育成する人権教育の推進
- 学校教育活動全体を通じた豊かな心の育成
- いじめ未然防止対策の充実

方向性(2) 地域における人権教育・啓発

視点

- 新しい視点や気づきを得る
- 地域の声や社会情勢から課題をキャッチし、市民の学びを支援する
- 地域の学校、住民、職員などが一体となって取り組む（学べる工夫をする）
- とにかく読んでもらえる啓発資料

方向性(3) 事業者（企業）における人権研修・啓発

視点

- 求められる役割と社会情勢を踏まえたテーマで学ぶ

展開方向4 「市職員・教職員等への人権研修」

方向性(1) 市職員への人権研修

視点

- 職員は人権を実現する責務を負うことを自覚する
- 職員自身の人権を守る意識の醸成

方向性(2) 教職員への人権研修

視点

- 子どもの権利条約を含め人権教育に関する知識を深める

方向性(3) 人権とかかわりの深い特定職業従事者等への人権研修

視点

- 求められる役割と社会情勢を踏まえたテーマで学ぶ

◆ まとめシートに記載の取組について ◆

計画に連なる事業は130以上あり、その中から次のポイントに焦点を絞って選択・抽出した具体的な取組について記載しました。

また、取組の推進度を測るための参考指標として、展開方向の一部に『モニタリング指標』を設けました。

【ポイント】

- ① 『新しく取り組んだもの（新規事業など）』
- ② 『既存の取組を拡充したもの（拡充事業・主要事業）』
- ③ 『人権視点で見たときに創意工夫や新しい気づきがあったもの』
- ④ 『好事例として共有すべきもの』 など

※ 他の施策・計画において進捗を図ることができる人権問題（高齢者、子ども、障害者など）については、厳選して掲載しています。

モニタリング指標一覧

(単位：ポイント)

展開方向	方向性	項目	目標	実績値		上昇下降
				R6(2024)	R5(2023)	
1	(1) (2)	「日々の暮らしの中で、自分の居場所があり、他者に認められている」と感じている市民の割合	↑	74.8	67.9	6.9
3	(1)	「いじめは、どんな理由があってもいけない」と答えた児童生徒の割合 (上：小学校、下：中学校)	↑	95.5 95.1	96.2 94.9	▲0.7 0.2
		「自分の学級は一人ひとりの心や命を大切にする」と答えた児童生徒の割合	↑	63.9	64.1	▲0.2
	(2)	人権講座受講前よりも「人権への関心がさらに高まった」と回答した参加者の割合	↑	83.7	81.9	1.8
4	(1)	「研修で学んだことを今後の業務に活かす具体的なイメージができるなかった」と回答した市職員の割合	↓	0.9	6.1	5.2
		「職場に自分の居場所があり、同僚等は自分を理解してくれている」と感じる職員の割合	↑	87.9	90.4	▲2.5
		「研修で学んだことを今後の教育実践で試してみようと思う」と回答した教職員割合	↑	96.1	94.3	1.8

◆ 主な成果 ◆

1 つながり、支え合う人権尊重のまちづくり (p.7~p.10)

地域が主体的に多様な人が交流でき、住民同士がつながり、孤立化の防止やマイノリティ同士が悩みや思いを共有できる場づくりの取組が多く見られたほか、「子どもの権利」をテーマに意見交換ができる場について市・地域住民・団体がともに協力して作り上げた事例も見られた。

(具体例)

- ・ベトナム人の父母を対象とした交流会等を通じ、孤立化を防ぎ、外国籍住民が地域の日本人と知り合い、生涯学習プラザが「いつでも来やすい場所」であることを認識してもらうきっかけづくりを行った。
- ・子育て期の親子の社会的孤立を防ぎ、育児不安やストレスの軽減と継続的に生涯学習プラザへ通うきっかけとなる場づくりを行うことで、参加者が他のイベントへ参加しやすくなるなど地域との関係づくりに寄与した。
- ・地域総合センターでは、多様な世代の居場所となる子ども食堂の実施など、地区によって周辺地域より高齢化率が高いといった国勢調査データを活用した部落差別等の調査結果の特徴を意識しつつ事業を開催している。
- ・「尼崎市子どものための権利擁護委員会」では「言うてええねん会議」を開催し、学校環境や校則等への要望を子どもたちが自ら市長へ意見表明する機会を提供するなど、子どもの権利について啓発した。

2 人権侵害に関する相談と支援の充実(p.11~p.17)

各種相談窓口において相談体制の充実と人権侵害の実態把握に取り組むとともに、差別の防止と偏見の解消、誰もが利用しやすい施設等の整備や情報の円滑な取得・利用に向けた環境整備を行った。

(具体例)

- ・事実婚等も対象とする「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」へと拡充し、生活上の困り事への解消・対応を図った。
- ・「尼崎市多文化共生社会推進指針」や直近3か年で重点的に取り組む施策を掲げた「あまがさき多文化共生施策アクションプラン」を策定した。
- ・ハンセン病問題について正しい理解を促進するために回復者との座談会形式による全市的な講演会や療養所への職員視察研修を実施した。
- ・避難者の多様なニーズに応えられるよう、女性や外国籍住民等の視点に立った避難所運営訓練や非常食等の備蓄品の更新を着実に行なった。

3 あらゆる場における人権教育及び人権啓発の推進(p.18~p.27)

【学校園等】学校園等における人権教育では、子どもの自己肯定感の醸成に繋げるための取組や、子どもたちが互いの違いを認め他者尊重の気持ちに繋げるための取組のほか、子ども自身の持つ権利について理解を高める取組が見られた。

(具体例)

- ・「生命を尊重する心」と「規範意識」の育成及び「人権教育の推進」を重点項目として、講演会及び校内研修を実施したほか、R4(2022)年度からの継続した取組である中学校3年間で「予期せぬ妊娠・デートDV・LGBT」をテーマとした性教育の充実を図った。
- ・市教委による学校訪問や、啓発資料の作成、管理職や全教職員を対象とした実践型研修や校内研修を実施したほか、市立小・中・高等学校を対象にした統一アンケートなどにより、いじめの早期発見、早期対応につながった。
- ・ネットいじめの防止に向け、小・中・高等学校61校で情報モラル向上支援員による出前授業を実施し、身近にあるネットトラブルへの対処法等を学んだ。

◆ 主な成果 ◆ （前ページのつづき）

【地域】 地域における人権教育・啓発では、新しい視点や気づきを得るために取組や地域の声や社会情勢から課題をキャッチし、市民の学びを支援する取組を行った。また、取組に当たっては地域の学校、住民、職員などが一体となって取り組んだ事例も多く見られた。

(具体例)

- ・人権についての市民意識調査の結果、「どちらともいえない」と賛否を判断しない回答（約4割）が高い傾向等が多くみられた。
- ・ルワンダ人を講師とした講演会では、母国の内戦と現状、東日本大震災での被災外国籍住民支援、外国籍住民と地域住民の相互理解など、市民と職員が共に多文化共生社会の実現に向けて考える機会とした。
(参加51人)
- ・人権教育やインクルーシブ教育についての学習会では、教職員、保護者、地域住民の意見交換を通じてマジョリティを中心とした教育システムから、マイノリティの子どもがいることを前提とし、学ぶ権利を保障する学級の在り方を学んだ。
- ・教員と地域の人が「子どもの権利」をテーマに「尼崎市子どものための権利擁護委員会」の活動等を知る講演会を開催し、子どもの権利を守るために必要なこと等について共に学ぶ機会とした。

【事業者】 求められる役割と社会情勢を踏まえたテーマで学ぶことを意識し研修・啓発を行った。

(具体例)

- ・市内に本社及び事業所をもつ企業が会員となる企業人権・同和教育合同研究会で「障害者雇用と人権」や「働く上での多文化共生について」等をテーマに研修・研究会を実施した。
- ・男女共同参画認定事業者のR7(2025)年度からの次期募集にあたり、HP等のほか、企業向け研修や経済部局と連携した定期的な情報発信に併せてチラシを配付し、幅広く周知を行った結果、90社（現75社）の認定につながった。
- ・指定管理者職員を対象に、地域の課題について、「しごと・くらしサポートセンター尼崎南」職員を講師とした研修会を実施し、支援を必要とする地域住民を早期に支援に結び付ける取組を進めた。

4 市職員・教職員等への人権研修(p.28~p.32)

【市職員】 職員は人権を実現する責務を負うことを自覚するための研修を実施した。

(具体例)

- ・旧同和地区に関する問い合わせへの対応事例集の作成・周知に加え、部落差別の現状等を学ぶ所属長人権研修を実施したほか、カスハラ対応指針を作成・周知し、ハラスメント防止に向けた管理職対象の研修を実施した。

【教職員】 子どもの権利条約を含め人権教育に関する知識を深めるための研修を実施した。

(具体例)

- ・「多文化共生」「ヤングケアラー」「子どもの権利条約」「LGBTQ」をテーマにした人権教育研修講座を開講するとともに、全校園種の人権教育担当者を対象とした研修を実施し、子どもの権利を守る学校の在り方や子ども自身が有する権利に関して等について学んだ。

【特定職業従事者】 求められる役割と社会情勢を踏まえたテーマで学ぶことを意識した研修・啓発を行った。

(具体例)

- ・弁護士等による児童専門のケースワーカーへの研修で相談支援技能の向上を図るとともに、要保護児童対策地域協議会の実務者向けに、児童虐待対応の基礎研修を実施し、児童虐待に係る知識・技術の向上に取り組んだ。

◆ 主な課題 ◆

1 つながり、支え合う人権尊重のまちづくり

- ・主体的につながり、支えあう関係を築くには、多様な人権問題を自分事として捉えられるよう、マイノリティ当事者等の話を聞き交流する場を継続して提供していく、テーマ設定等で多様化を促しつつ、担い手及び新しい参加者の確保が必要である。

2 人権侵害に関する相談と支援の充実

- ・外国籍住民の更なる増加が見込まれる中、日本人と外国籍住民とが相互理解を深め、外国籍住民が地域社会に溶け込みやすい環境を作っていくとともに、地域の日本語教室において子どもを対象とする需要の高まりがある等、多様化するニーズに対応していく必要がある。
- ・新規開設、既存にかかわらず、相談窓口について支援内容等の周知を継続して行う必要がある。

3 あらゆる場における人権教育及び人権啓発の推進

【学校園等】

- ・自他の人権を守り、人権課題を解決しようとする実践的行動力の育成など、学校の課題に応じた研修等の取組により徹底する必要がある。
- ・いじめなど対応に苦慮する事案が増加傾向にある中でも、教職員が児童生徒と向き合う時間を確保する必要がある。

【地域】

- ・人権についての意識調査から見えた傾向や課題に応じて対応していく必要がある。
- ・多様化する人権問題に対応するため、様々な人権問題についての関心と理解を深めていく必要がある。

【事業者】

- ・課題への解決の糸口になるようなテーマ設定を意識するなど、受講意欲を高める工夫が必要である。

4 市職員・教職員等への人権研修

【市職員】

- ・職員意識調査の結果を踏まえ、若年層を中心とする人権問題に対する当事者意識の醸成とカスハラへの対応が必要である。学校園の現場では、日本語指導が必要な児童等への支援体制の確立が課題である。

【教職員】

- ・外国籍住民の社会増が続いている中、学校園現場では、日本語指導が必要な児童等への適切な支援及び指導体制の確立が課題となっている。
- ・自他の人権を守り、人権課題を解決しようとする実践的行動力の育成など、学校の課題に応じた研修等の取組により徹底する必要がある。
- ・いじめなど対応に苦慮する事案が増加傾向にある中でも、教職員が児童生徒と向き合う時間を確保する必要がある。

【特定職業従事者】

- ・課題への解決の糸口になるようなテーマ設定を意識するなど、受講意欲を高める工夫が必要である。

審議会意見

- 今後は数値目標より、当事者の声や具体的なエピソードを中心に「まとめシート」へ記載してはどうか。
- 20年ぶりに改訂された第2次人権教育・啓発基本計画において、「権利意識や権利主体等の意識の醸成」といった方向性が示されており、今後の取組の参考としてはどうか。

展開方向1 つながり、支え合う人権尊重のまちづくり 【1（1）、（2）】

方向性(1) 地域でのつながりや支え合いの推進

方向性(2) 関係機関の連携強化

モニタリング指標

「日々の暮らしのなかで、自分の居場所があり、他者に認められている」と感じている市民の割合【67.9%】(R5(2023)年度の市民意識調査より)

多様な人（性別、年齢、障害、国籍、家庭環境など）が知り合える場をつくる

R 6(2024)の取組

① インクルーシブな街づくり交流カフェ

「バリアフリーやインクルーシブな街について」を題材に地域住民との交流を通じ、車椅子を利用している人もそうでない人でも当たり前に助け合いができ、誰も孤立しないまちを目指して、参加者同士が話しあうことで行動の変容を促すことを目的としている。今年度は当事業をきっかけにして、他のイベントにも参加を行うなど、活動の幅を広げた。（小田地域課）

② Meet at おむかいさん

地域の日本人と外国籍住民が知り合い、助け合える環境作りを目的に、小田南生涯学習プラザを災害時含め、困ったときに「いつでも来やすいプラザ」として気軽に居場所としても利用できることを外国籍住民に認識してもらう機会を提供した。今年度から開始した事業であり、県立尼崎小田高校や関西国際大学などとも連携しながら、毎月1回程度のペースで「流しそうめん」や「おもちづくり」などの多文化交流イベントを企画・運営した。（小田地域課）

③ 大庄子育てサロン

妊娠期から出産し子育てをする期間を継続的に見守り、親子の孤立を防ぐ場を作ることで、日頃の子育てに対する不安やストレスの軽減を図る。また、定期開催することにより親子が継続的にプラザに足を運ぶ流れを作り、他イベントへの参加につながるなど地域との関わりを育んでいる。（大庄地域課）

④ 手話カフェ

今年度、毎月1回、立花南生涯学習プラザフリースペースにて「話すこと」を禁止し、手話・筆記・ジェスチャーなどを使ってコミュニケーションをとるイベントを実施した。手話を通じて聞こえる人と聞こえない人のコミュニケーションを生み、障害のある人もない人も地域で活躍できる地域社会を目指したほか、コミュニケーションツールに声を使わないように限定することで、聴覚障害のある方のコミュニケーションの取り方を体験し、表情や表現方法の工夫を楽しみ、相互理解を深めることができた。（立花地域課）

⑤ 夫婦のパートナーシップを醸成する取組

夫婦を対象とする「パパもママも幸せになるための『ヨハク子育て』」を開催し、お互い家族が増えたことで生じる様々な変化を理解し、自分たちなりの子育てを見つけるきっかけと、参加者同士が交流できる機会とすることで、参加者が抱える子育ての悩みや不安を互いに共有し、気軽につながりあえる関係づくりに寄与した。（立花地域課）

⑥ 多様な方の居場所となる地域総合センター

地域文化交流文化祭や、地域の高齢者と保育所児童等の世代間交流事業を実施したほか、子ども食堂を発展させ、子どもだけでなく高齢者も対象とした「みんなの食堂事業」を実施し、関係機関と協力して地域住民の居場所づくり事業の周知、実施などに取り組んだ。また、新型コロナウイルス感染対策に伴い、子ども食堂や老人給食では、交流が見込める実食形式を見送り、自宅等に持ち帰る配食形式に変更するなど工夫しながら実施につなげた。（上ノ島・今北・南武庫之荘）（地域総合センター担当）

⑦ そのだではなすのだ

奇数月第2木曜日の昼と夜に開催しているプラットフォームで、参加者の相談やPRなどを通じて、性別や年齢など関係なく多様な参加者が交流を行える場を提供している。今年度は保育園や福祉会館等の地域の施設を借りて、より幅広い世代が参加できるよう工夫したほか、フェイスペイントをしたい人とイベント主催者とがマッチングしてイベントへ出展、音楽療法をしたい人と居場所を提供している人がマッチングしてイベントを実施し、さらにLGBTQ当事者の参加を通じて性の多様性について考えるきっかけにできた。（園田地域課）

⑧ 多文化共生社会推進事業（外国籍住民居場所づくり）

各地域課において行われる様々なイベントについて、外国籍住民が参加できるよう、イベントチラシの多言語化や尼崎市外国人総合相談センターFacebookに掲載するなど、外国籍住民向けの広報に取り組み、集客に繋いだ。（ダイバーシティ推進課・各地域課）

（小田地域課）・七福神巡りスタンプウォーキング in 寺町 ※外国籍住民5人参加

・夕涼み会 ※外国籍住民9人参加

・秋の遠足「いっしょにあるこう」 ※外国籍住民24人参加 （小田地域課）

（中央地域課）・ベトナムママさんいらっしゃーい（3回開催）

※1回目：外国籍住民9人参加 2回目：外国籍住民11人参加 3回目：外国籍住民21人参加

⑨ みんなの尼崎大学相談室

まちづくりや地域活動について、誰もが参加できる「みんなの尼崎大学相談室」では、外国籍住民と出会えるカフエを作りたい、精神疾患を身近に感じてもらい、気軽に相談できる場を作りたいなど、参加者から多様な場づくりの相談があった。（生涯、学習！推進課）

⑩ 言うてええねん会議

「子どもの権利」についての子ども向けの周知啓発及び子どもアドボカシー活動（子どもの声をしっかり聴き、子どもの意見表明を支援する活動）として、ふだん思っていることや伝えたいことを子どもたちが大人たちに発表する「言うてええねん会議」を開催し、学校環境や給食、校則等について、市長に対し意見表明を行う機会を持つことができた。（こどもの人権擁護担当）

⑪ ヤングケアラー支援の推進

ヤングケアラー同士が交流できるイベント（クリスマス会、節分、ピクニックなど）を月1回実施し、併せて関係課による連絡会も実施することで、イベントを通じて延べ7件の相談につながり、同じような境遇の当事者がケアから離れて楽しんだり、自らの悩みや不安を相談したりできる居場所の提供や、円滑な情報共有に繋がった。

また、ヤングケアラーの早期発見・支援に係るチラシを学校や地域団体等に配布したり、ケアマネージャー等に研修を実施したりすることで、同問題への周知・啓発を図った。（こども青少年課）

マイノリティ同士が悩みや思いを共有できる

R 6(2024)の取組

⑫ 認知症カフエ

認知症の人が住み慣れた地域でいつまでも自分らしく暮らしていくことができるることを目指し、認知症の人や家族、地域住民など誰もが気軽に集える居場所として認知症カフエを市内34か所で開催し、同じ立場の人人が出会いや思いを共有したり、介護者同士が交流したりできる場づくりを行った。（包括支援担当）

⑬ ベトナム母子イベント

南部地域保健課及びダイバーシティ推進課と連携し、支援対象として多いベトナム籍住民が集まる場を設定し、母親同士のコミュニティ形成や困ったときに行行政に相談できる関係づくりを行ったところ、第2回では父親の参加もみられ、第3回ではリピーターが5組、新規参加が5組と回数を経るごとに参加者が増えた。参加者からは、「話足りない」「このようなイベントはまた参加したい」など前向きな感想をいただいている。（中央地域課）

⑭ よつといで

地域発意の取組としてR元（2019）年度から「不登校児童・生徒のための居場所」を開始し、現在では月1回の定期開催で不登校児童・生徒たちの居場所として定着ってきており、不登校の保護者向け進路相談会などの保護者

向けのイベントも実施したり、取組を通じて把握した情報をユース交流センターや府内関係課等と共有したりすることで、居場所を通じた支援策の推進にも寄与できた。（武庫地域課）

⑯ 18 トリソミーの子どもたち写真展 in 尼崎 (R 6(2024)年 9月 28 日/R 6(2024)年 9月 29 日)

全国の18 トリソミーの子を持つ家族の会である「Team18」の中から、尼崎市在住の家族が集まった「Team18 尼崎」を結成し、当該団体と共に開催して18 トリソミーの子の写真展を開催した。写真展を通じて本人やその家族と交流することができ、まだあまり知られていない18 トリソミーについて広く知ってもらうきっかけとなった。（園田地域課）

市の各部局や地域住民・団体との連携

R 6(2024)の取組

⑯ 地域社会の子育て機能向上支援事業

CSW が地域の自主活動グループへ出向き運営の助言や情報提供を行ったほか、子どもの居場所を新たに立ち上げる団体への運営に関する情報提供や、食材提供（寄付）等の情報を個人や企業と子どもの居場所へマッチングする等の支援を地域社会の子育て機能向上のため行った。さらに、子ども食堂等の中間支援を行う団体と共に開催で子ども食堂等へ研修会を行ったことで、側面支援や地域でのネットワーク形成に取り組んだ。（こども青少年課）

⑰ 高齢者生きがい就労事業（生きがい就労）

事業開始以降、参加者が増加傾向（R 5(2023)年度 113 人→R 6(2024)年度 170 人）にあるほか、R 6(2024)年度には市内の介護事業所との連携による地域での活動拠点の創出も実現することができた。また、就労的活動支援コーディネーターと地域福祉活動専門員が連携し、園田地区では R 5(2023)年度に新たに立ち上がった支え合い活動団体に対し、引き続き、伴走支援を行ったことで、活動を開始させることができた。（高齢介護課）

⑯ 小中高の居場所～YURURI～

スクールソーシャルワーカー、主任児童委員、学生ボランティアなどと協力し、引きこもりや不登校になる一步手前というような「しんどさ」を抱える子ども達に向け、社会的成長と学びの場を提供している。今年度は夏祭りへの出店体験や市外へのピクニックなどのイベントを毎月 1 回程度のペースで行うことにより、子ども同士がお互いに協力し合い、社会性を育む機会を提供した。（小田地域課）

⑯ オトナのまなびバル

地域住民や団体が先生となり、自らの知っていることや得意なことを互いに教えあい、共通の興味関心を持つ参加者同士がつながりを作るきっかけとして、住民有志の実行委員会が実施主体となり、障害のある方が制作したアート作品を展示するブースを設け、障害のある人への理解を深めるとともに、外国籍住民に伝わりやすい日本語の話し方を学んだり、他の国や文化を理解する機会を設けたりすることで、参加者が主体的に人権を学ぶ機会の創出に寄与した。（武庫地域課）

⑯ あまがさき市民まつり事業補助金

市内の地区まつりと尼崎市民まつりを比較し、差異化を図るために、第 53 回尼崎市民まつりにおいては、会場内で「尼崎らしさ」を表現する試みを行った。【自然】【農業】【ものづくり】などの 7 つのキーワードから構成された「尼崎らしさ」の一つに【ダイバーシティ】を掲げ、飲食エリアでは NPO 法人尼崎市国際交流協会協力の下、ベトナム料理を提供するブースが展開され、ステージエリアでは老若男女問わず日頃の練習の成果を発揮する場が提供された。また、商売繁盛エリアでは、尼崎市をはじめとする近隣都市の福祉施設において、障害のある方が日頃製作しているオリジナル製品を販売し、たくさんの来場者で賑わった。（生涯、学習！推進課）

⑯ 高齢者等見守り安心事業

高齢者等の孤立を防止するためのつながりづくりとして、大学・高校と連携し、学生等が市民活動団体と協働する取組を支援した結果、新たに 42 人の「見守り・ささえあい協力員」を委嘱したほか、地域の高齢者の見守りを希望する民間事業者との連携を促進するために、従来の見守り協定に加えて、R 6(2024)年度から開始している事業者登録制度について新たに 4 事業者が登録を行った。（登録済み事業者等 12 団体）（重層的支援推進担当）

② 学社連携推進事業

学校運営協議会を設置している市立学校（コミュニティ・スクール）及び全市立小学校に配置している「地域学校協働活動推進員」を中心とした様々な地域学校協働活動を実施したり、尼崎北小学校の先駆的な事例を横展開したりすることで、学校と地域住民等が相互にパートナーとして連携・協働した「学校を核とした地域づくり」の推進に寄与した。（社会教育課）

③ あまがさき外国人材雇用・育成・定着支援モデル事業所認証制度

外国人材の受け入れ及び活躍を積極的に促進し、事業所の成長・発展、ひいては地域経済の活力向上に寄与する事業所を本市が認証し、広く周知を図ることで、市内事業所の人材確保及び定着に資するとともに、地域における共生社会の実現に寄与することを目的とした制度。R6(2024)年度は10社を認証した。（しごと支援課）

④ 國際化支援コンソーシアム

産業団体や大学等関係機関を構成員とし、外国人雇用に関する情報や課題認識の共有を図るなかで、課題等について各立場から議論し、解決に向けた支援施策の検討や行政への政策提言を行うとともに、参画する各団体が立場に応じて施策等を実施する。構成員である公的機関、大学、行政等から、外国人材に係る問題やニーズ等についてR6(2024)年8月22日、R7(2025)年2月27日の2回にわたって意見交換・情報共有を行った。（しごと支援課）

課題

- 地域発意のワークショップや居場所づくりなどで地域での交流や双方向の取組が広がりつつある中、テーマ設定等の多様化を促しつつ、担い手及び新しい参加者の確保が必要である。

今後の取組・方向性

- 多様な人権問題をテーマとした地域の学びや交流の場づくりに引き続き取り組む。特に、多文化共生の推進にあたっては、外国籍住民と地域住民とが交流できる場を広げていけるよう取り組む。
- 地域住民や関係団体との連携を生かし、市民の自発的な取り組みにつながるようにテーマ設定等にあたって多様な人権問題が対象となるよう関係機関や地域住民に働きかけるとともに、参加者同士のつながりから新たな担い手や参加者を確保できるよう周知方法を工夫していく。

展開方向 2 人権侵害に関する相談と支援の充実

【2 (1)】

方向性(1) 相談体制の充実と人権侵害の実態把握

展開方向 2 は、事業目的が視点そのものであるため、視点は設定しない。

R6(2024)の取組

① 外国人総合相談窓口 (R3(2021).5～) 【R6(2024)相談実績：816回 延べ1,203件】

R6(2024)年度は、39の国・地域の外国籍住民から相談を受け、教育や子育て、生活、在留資格等、非常に多岐に渡る相談内容について、全庁横断的に連携し、適切な支援につなげた。(R5(2023)：859回・延べ1,115件、R4(2022)：755回・延べ929件、R3(2021)：464回・延べ550件)

また、概ね10年間の市の多文化共生に係る方向性を示す「尼崎市多文化共生社会推進指針」、R9(2027)年度からの開始が見込まれる「育成就労制度」の創設などの国の入国管理政策の見直しも視野に、市として直近3か年で重点的に取り組むべき施策を掲げた「あまがさき多文化共生施策アクションプラン」を策定した。(ダイバーシティ推進課)

② 性的マイノリティ相談窓口 (R2(2020).7～) 【R6(2024)相談実績：21件】

毎月第4火曜に実施。当事者のほか、家族や友人、学校・職場の関係者、支援者を対象とし、自分のセクシュアリティや職場外の人間関係、コミュニティ等の情報について助言や情報提供を行った。(ダイバーシティ推進課)

③ 人権についての意識調査

尼崎人権文化いきづくまちづくり計画に基づき、市民の人権についての意識の変化等を把握し、今後の施策展開の基礎資料とするため、18歳以上の市民3,000人を対象とした意識調査を実施するとともに、職員研修等に資することを目的として、本市職員(4,545人)を対象とした意識調査も実施した。人権課題によっては、若年層に自己責任論を支持する回答が高い傾向が見られた(高齢者・障害のある人など)。(ダイバーシティ推進課)

④ インターネットによる人権法律相談 【R6(2024)相談実績：(4件中1件該当)、R5(2023)相談実績：(12件中6件該当)】

尼崎人権啓発協会との協働による取組として、今後インターネットを介した誹謗・中傷等の人権侵害が深刻化、さらに増加していくことを想定し、R5(2023)年度より同問題に詳しい弁護士による相談事業を開始したところ、年間を通じて相談が寄せられる中、実際に弁護士と相談することで法的な解決方法について知ることで、訴訟等のハーダルもあり解決にまでは至らないまでも、利用者からは相談して良かったといった感想が寄せられた。

<関連：4(1)（市職員）④インターネットモニタリング研修> (ダイバーシティ推進課)

⑤ DV相談（配偶者暴力相談支援センター）【R6(2024)相談実績：574件（うち一時保護14件）】

DV相談内容は複合的な要因を伴っており、特に児童虐待と密接な関連があることから、子ども関連部署を始めとする複数の関係機関と緊密に連携を図りながら支援を行っている。

さらに、複雑多様化するDV被害者支援に対応するため、関係支援機関等を対象とした研修「男性DV被害の現状と相談対応のポイント」をテーマに研修を実施し、DV被害の現状を学び、新たな気づきにつながった。(参加者43名) (ダイバーシティ推進課)

⑥ 心の教育相談（教育委員会事務局）【R6(2024)相談実績：3,240件（電話748件、面接2,492件）】

- いじめや不登校、虐待等、子どもをめぐる人権問題において、子どもと保護者、教職員、市民等を対象にした電話相談や面接・出張相談・匿名報告アプリを活用した相談支援を行っており、相談内容は不登校に関する相談が最も多かった（電話：287件、面接1,093件）。また、学校がスクールソーシャルワーカーにより効果的に活用し、教育相談体制の強化を進められるよう、「SSW活用ハンドブック」を作成し、学校との連携研修を実施した。
- スクールソーシャルワーカーを3名増員（10名→13名）するとともに、週4日勤務6人・週3日勤務7人の体制へと変更し、効果的に配置することで、昨年度と比べ市立小・中学校への配置率がより上昇（58.6%→74.1%）し、友人関係、ネグレクト等の家庭内の悩み等について早期発見、早期対応し、その後の支援につなげることができた。（こども教育支援課）

⑦ 子ども・子育て相談（いくしあい）【R6(2024)相談実績：1,530件】

複合的な問題を抱える世帯について、いくしあい内関係課が支援方法について議論を行う、「いくしあい内支援会議」を開催し、「相談件数」「相談内容内訳」「対応方法」「課題」を整理・分析して、相談から助言等までの状況について全体で共有することで連携支援の強化に努めるとともに、児童専門のケースワーカー向けに、弁護士や臨床心理士、医師等の多様なスーパーバイザーを招いての事例検討会を開催し、児童専門のケースワーカーのスキルアップを図った。（こども相談支援課）

⑧ ユース相談支援事業（こども青少年局）【R6(2024)支援対象：33件（R5(2023)：28件、R4(2022)：26件、R3(2021)：36件、延べ166件）】

福祉部局と連携して合同でひきこもり支援に関する勉強会を開催し、各機関での取組内容の共有を図るとともに事例検討を通じて職員の能力向上に努めたほか、ひきこもり支援の相談窓口周知に向けて、本市の取組を市報の特集ページへ掲載した。また、支援効果を測るために指標を7段階へ改善したこと、より支援の経過に伴う対象者の行動変化を捉えることが可能となった。（こども相談支援課）

⑨ 子どものための権利擁護委員会【R6(2024)年度実績：39件 R5(2023)：47件】

子どもの権利擁護を目的として、子どもの権利に関わる相談を受け付け、子どもの声を聴き、関係機関等との調整や行政機関等の制度改善に向けた提言等を行い、学校現場を含む行政機関からの独立性と専門性を有する市の付属機関として、子ども自身が意見表明できる機会を提供している。（子どもの人権擁護担当）

⑩ 各地域総合センターの相談事業【R6(2024)相談実績：495件】

電話や面会で寄せられる相談を待つだけでなく、総合センターで実施する事業（例：子ども食堂、健康教室、居場所事業、講演会など）の参加者との対話を通じた相談を試行したほか、総合センター職員を対象に、隣保館における相談事業をテーマに専門家を招いて勉強会を開催し、相談を受ける側として更なるスキルアップに取り組んだ。（地域総合センター）

⑪ 重層的支援推進事業 【R6(2024)実績：114件】

- 住居を失う恐れのある不安定居住者に対し、地域居住支援事業により不安定居住者(3世帯)への支援を実施したほか、ひきこもり状態で受診困難な者へのアウトリーチ等（6件）を実施した。また、支援関係者の把握する情報を多機関で効率的に共有することで、様々な支援関係者との役割分担等による伴走支援を効率的に進めるための「重層的支援システム」をR7(2025)年3月に導入した。
- 「つながり支援プロジェクト」に参画する11団体が、参画団体間の取組の共有や新たな社会資源の創出について協議する「つながり支援プロジェクト推進協議会」をR6(2024)10月、R7(2025)3月に開催したほか、支援会議においてケース検討を行い、多機関での情報共有や多角的な視点でのアセスメント、支援プランの作成等に取り組んだ。（重層的支援担当）

⑫ 障害者虐待防止センターの相談事業 【R6(2024)通報・相談実績：68件(うち虐待認定6件)】

昨年度に引き続き、相談支援事業所をはじめとする各ネットワーク会議で「合同研修会」を実施し、虐待防止委員会の設置義務化について周知を進めた。また、生活介護、グループホーム・短期入所のネットワーク会議では、虐待事案への対応や課題、身体拘束等の適正化について共有を図った。（障害福祉政策担当）

⑬ ヤングケアラーの支援の推進 【R6(2024)相談実績：13世帯】

市内に居住する概ね18歳までの子どもが、日常的に家族や世帯員等の支援やケアに携わっている世帯を対象に訪問支援員を派遣し、子ども及びその世帯の負担軽減を実施しており、R6(2024)年度は13世帯に対して362時間の支援を実施した。当該取組を機に、障害や介護等の既存の福祉制度の利用に向けた手続きを進め、継続した支援に繋げることで、自立の促進を図った。（こども相談支援課）

課題

- 法改正などで外国籍住民の更なる増加が見込まれる中、日本人と外国籍住民とが相互理解を深め、外国籍住民が地域社会に溶け込みやすい環境を作っていく必要がある。
- 新規開設、既存にかかわらず、各相談窓口について支援内容等の周知と相談員のスキルアップの継続が必要である。
- 各施策における個別の課題に対応するため、新規開設、既存にかかわらず各相談窓口や支援内容等について周知と相談員のスキルアップの継続が必要である。
- 人権についての意識調査から見えた傾向や課題に応じて対応していく必要がある。

今後の取組・方向性

- ネパール語相談員の配置を週1回から週3回に拡充するほか、通訳タブレットを関係各課に12台増設するなど相談機能の強化を図る。また、外国籍住民と地域住民との相互理解の促進に向けた地域交流イベントを促進するほか、引き続き、日本語ボランティア対象のスキルアップ研修を実施する。
- 日々の相談の中から見えてくる課題に対応できるよう、相談内容の分析や相談事業で必要となるスキル向上のため研修を受講するなどし、その結果は内部研修などを通じて関係部局全体で共有するとともに、関係課との情報共有や、事例について共に学ぶ場を設けるほか、県や関係団体、近隣自治体等とのネットワークの構築に努めるなど、平時から顔の見える関係を築いていく。
- 地域総合センターにおける相談事業については、隣保館として地域住民からの様々な相談に適切に対応できるよう、職員が全国隣保館連絡協議会や兵庫県隣保館連絡協議会が実施する専門研修を受講したり、市が実施する関係会議に参加したりするなど、相談業務のスキルアップを図っていく。

展開方向2 人権侵害に関する相談と支援の充実

【2（2）】

方向性(2) 差別の防止と偏見の解消

展開方向2は、事業目的が視点そのものであるため、視点は設定しない。

R6(2024)の取組

① 性的マイノリティも含めたジェンダーにもとづく偏見や不平等の解消（ダイバーシティ推進課）

- ① R2(2020)年5月から開始した、性的マイノリティ当事者とその理解者が集う居場所（当事者団体と共に、R6(2024)参加者:211人）では、カミングアウトした人、できない人等当事者の話を聴き、当事者を取り巻く状況について共有することができた。
- ② ALLY（アライ）（※1）の養成に向け、新任係長を対象に動画研修及び性的マイノリティ当事者の体験や気持ち、困りごと等を直接聴く対話研修を実施することで性的マイノリティを身近な存在として認識するとともに、性の多様性に関する理解促進を図ることができ、ALLYステッカーの配付（周知）にも繋がった。
- ③ パートナーシップ宣誓制度は、性的マイノリティのほか、事実婚も対象者に加え、互いの子や親等の近親者も含めて受領証に名前等を記載する「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」へと拡充し、生活上の困り事への解消・対応を図った。（R7(2025)年3月末の受領証交付件数：52件）
- ④ 男女共同参画社会推進の啓発拠点である女性センターにおいて、就労中・子育て中の閉塞感を抱える女性、自立援助の必要な若年女性等に社会とのつながりの回復を目的に居場所事業（12回）を実施した。交流促進のワークショップや、民間支援団体・公共施設で同事業をアウトリーチで実施するなど、参加促進の工夫を行った。

※1 ALLY(アライ)とは

現在の社会において性的マイノリティが抱えている問題を知り、その解決に向けて性的マイノリティと共に歩む人、歩もうとする人（英語の支持者、協力者）のこと

② ハンセン病問題への正しい理解と差別の歴史を学ぶ（各地域課ほか）

- ① R3(2021)年度から実施しているハンセン病に係るパネル展等については、各地域課が市民団体と調整を図りながら順次実施することで継続的な啓発に繋がっており、R6(2024)年度は「『私にとってのハンセン病問題』～過ちを繰り返さないため～」と題した講演会(対談)を開催し、差別は現在も続いていることを学び、過ちを繰り返さないために、参加者が自分たちにできる事を考える機会としたほか、同時期に開催したパネル展では、療養所などの写真を展示し、見学者から「ハンセン病問題は今なお後遺症で苦しんでいる人がいることを知ることができた」、「大変勉強になった」などの感想がアンケートで寄せられた。（中央地域課）
- ② 「ハンセン病問題から学ぶ～取材現場から見えてきたこと・回復者として、地域で生きるということ～」と題し、直接当事者からの声を届けることで、被差別体験等について学ぶ機会と同問題への正しい理解を創出するため、ハンセン病回復者と同問題の取材活動を続けてきたフリーアナウンサー・記者との対談形式で講演会を開催し、参加者からは「（ご自身の）子どもにもハンセン病だと告げにくい社会がまだまだ続いている現状を知った。」などの声が寄せられ、アンケートでは「講演に参加する以前よりも「人権」への関心が高まった」との回答が9割以上得られた（参加者数201人）。また、前回に続き、市内公立・私立の学校・学園（小学校、中学校、高等学校、短大・大学）への教職員へ参加を呼びかけると共に、本市の新規採用職員に対する必修研修として位置付けた。アンケート回答者のうち22.0%が20歳代の若者で、60歳以上の参加者と同程度の数となった。（ダイバーシティ推進課）
- ③ 武庫荘総合高校 MC フェスティバル（教員・外部講師による放課後特別授業）では「ハンセン病問題を知っていますか？～あなたに伝えたいこと～」をテーマに心豊かなまちづくり講演会を実施し、人権意識の醸成を図った。（武庫地域課）

③ ヘイトスピーチの防止 （ダイバーシティ推進課）

法務省が開催するヘイトスピーチ対策専門部会に出席し、他都市と情報共有したほか、大規模商業施設のデジタルサイネージを活用し、啓発動画（法務省作成）を放映し啓発を促した。

④ インターネット上の差別書き込みへの対応 （ダイバーシティ推進課）

- ① （公社）尼崎人権啓発協会との協働事業として、インターネット上の差別的書き込みをモニタリングし、差別性のあるものについてプロバイダー等へ削除要請を行った。
(R6(2024)実績：総依頼件数 538 件、総削除件数 514 件)
- ② 旧同和地区を晒して差別を助長する動画が YouTube に複数地区掲載されており、市の要請だけでは削除されないことから、市と同協会が国の機関である神戸地方法務局尼崎支局へ出向き削除を依頼した。

課題

- DV 法の改正など最新の関係法令についての情報共有を行うほか、必要な支援のあり方など、関係機関の意見を聴取する必要がある。
- つながりサポート事業においては若年層の参加を促していく必要がある。
- インターネット上の人権侵害に係る法律相談事業について、引き続き周知に取り組む必要がある。

今後の取組・方向性

- 関係機関等が複雑多様化する DV 被害者支援に対応するため、関係法令等の最新情報を注視し、顔の見える関係づくりに取り組んでいく。
- 若年層も参加しやすい内容の検討や、若年層を支援している団体へ出向いての居場所の開催など手法を検討していく。
- 資料収集の過程で本市在住のハンセン病回復者等を講師とした全市的な講演会を実施するなど、同問題への啓発手法を検討する。
- SNS での発信やデジタルサイネージを活用するなど、人権法律相談についてさらなる周知に努める。
- インターネット上の人権侵害への対応策について、国や県の同行を注視しながら、他都市の事例を参考としつつ、継続して検討を行う。

展開方向2 人権侵害に関する相談と支援の充実

【2(3)】

方向性(3) 誰もが利用しやすい施設等の整備や情報の円滑な取得・利用に向けた環境整備

R6(2024)の取組

展開方向2は、事業目的が視点そのものであるため、視点は設定しない。

① 人権に配慮した防災の取組（災害対策課・ダイバーシティ推進課）

- ① 「1.17は忘れない」地域防災訓練では、災害発生時の避難所生活を想定し、ペット避難に関することや女性や障害者、外国籍住民等の視点に立った避難所運営訓練や、要配慮者の率先的なトリアージの実施、要配慮者支援訓練も行ったほか、画一的な備蓄品ではなく、嚥下力の弱い方に向けたレトルト米、宗教的な理由で特定の食物を食すことができない方に向けたハラール対応食、アレルギー対応食など、多様なニーズに応えられる備蓄品の更新を着実に行った。
- ② 女性セントラルテレビと共に、「2025あまがさき女性フェスティバル」において、男女共同参画の視点を踏まえた防災に関する参加型ブースを設け、パネル展のほか、ジェンダーの視点から見る防災〇×クイズや啓発用マスクの配布を行い、希望者には「マイ避難カード」の作成などを通じて、身近に考えてもらうきっかけとなった。

② 情報・コミュニケーション支援（各所管課）

- ③ 市の窓口等に設置する手話通訳者が対応できない場合など、来庁者への特性に応じた情報・コミュニケーション支援ができるよう外国籍住民向け「テレビ通訳」に手話を追加し、府内各課への利用周知を行った。（ダイバーシティ推進課、障害福祉課）
- ④ やさしい日本語の活用促進に向け、受講者が言い換えた「やさしい日本語」を、外国籍住民を交えたワークで実証するなど実践的な講座に取り組んだほか、外国籍児童・生徒の日本語教育の需要が高まっている中、立花地域課と共に「外国にルーツを持つこども向け夏休み宿題きょうしつ」を実施した。（ダイバーシティ推進課）<関連：2(1)①外国人総合相談窓口>
- ⑤ 市営住宅の建替えに伴うエレベーター設置や室内のバリアフリー化のほか、既存住宅へのエレベーター設置による共用部分のバリアフリー化を計画的に進める中で、バリアフリー性能が確保された市営住宅を整備するため、R6(2024)年度に、南武庫之荘改良住宅等において8基のエレベーターを設置した。（住宅整備担当）
- ⑥ 市民が参加する設計ワークショップを通じて遊具広場内に導入するインクルーシブ遊具の検討を行い、民間開発における自主管理公園ではインクルーシブ遊具の設置について官民が連携した協議を行うなど、整備予定の公園における施設配置や遊具選定などの面でインクルーシブな観点と市民意見を取り入れる工夫を図った。（公園計画・21世紀の森担当、公園維持課）
- ⑦ 遊具更新工事において、市内1公園でバケット型インクルーシブプランコを設置した。（公園維持課）
- ⑧ 市ホームページのウェブアクセシビリティの確保等のため、職員向けに必要性を周知等するとともに、市公式ホームページのページ作成の際、基準を満たさないものの指摘等を実施しているほか、多言語表示サービス「QR Translator」で生成される二次元コードを市報あまがさきの表紙に掲載することで、市報から抜粋した記事を15言語で閲覧でき、さらに自動音声読み上げ機能があることで、過去に利用していたツールと比べ多くの外国籍住民や視覚障害者への情報発信に寄与した。（広報課）
- ⑨ 多文化共生支援員の派遣をすることによって、日本語の理解の困難な幼児児童生徒に対して、学習支援や心の安定を図るために支援を行うことで、必要に応じて日本語が理解できない保護者との意思疎通を図り、学校園と家庭の連携に協力することができたほか、緊急性や必要性が高い場合において、AI通訳機「ポケトーク」の貸し出しを行った。（学校教育課）

- ⑩ ごみの分け方・出し方、収集曜日等をまとめた「尼崎市家庭ごみべんりちょう」は日本語版に加え、4言語（英語、中国語、韓国語、ベトナム語）の外国語版も作成し、希望者へ配付しているほか、「ごみ分別アプリ」においても同様に情報発信を行っている。（ごみ減量政策担当）

課題

- 制度や取組の理解や啓発の促進に向けた周知方法の工夫が必要である。
- 企画・設計段階から当事者や市民の声が届きやすい環境づくりが必要である。

今後の取組・方向性

- 今後も男女共同参画等の視点を反映した防災講座等を工夫しながら実施する。
- 利用者の利便性向上だけでなく、利用者以外の人や今後のニーズについて把握しながら、必要に応じて機能改善や設備改修の検討を進めていく。

展開方向3 あらゆる場における人権教育及び人権啓発の推進【3(1)】

方向性(1) 学校園等における人権教育

教育委員会事務局

モニタリング指標

「自分の学級は一人ひとりの心や命を大切にする」と答えた児童生徒の割合

【63.9%】(あまっ子ステップ・アップ調査から)

「いじめは、どんな理由があってもいい」と答えた児童生徒の割合【小：

95.5%、中：95.1%】

実践的行動力を育成する人権教育の推進

R6(2024)の取組

① 多様な生き方の中から自らの生き方を考えられる取組の推進

こころの教育推進事業として、市立小・中学校で作成する道徳教育、人権教育に係る全体計画・年間指導計画をもとに、各校で教科等を中心に取り組んだ。また、「生命を尊重する心」と「規範意識」の育成及び「人権教育の推進」を重点項目として講演会及び校内研修を実施した。さらに、中学校では、R4(2022)年度から3年間で「予期せぬ妊娠」「デートDV」「LGBT」の3テーマすべてに取組み、性教育の充実を図った。

② 情報モラルの向上

情報モラル向上支援員を派遣して、小中高等学校合わせて、52校で出前授業を実施した。児童生徒がインターネットのより良い使用法や身近にあるトラブルについて、どうすればよかったですのかを考えさせ、情報モラルの向上や情報の取り扱い方に関して学習した。また、ルール作りに関する時間も設けて、家庭でのルールを交流したり、考えたりもした。また、スマホサミットに関しては、小中高等学校とPTAにも参加してもらい市内の現状について意見を交流したり、ルールと一緒に考えたりした。

審議会意見

- 「自分の学級は一人ひとりの心や命を大切にする」と答えた児童生徒の割合（展開方向3）の減少が続いていることについて、啓発により、意識は高まっているが、実践が追い付いていないのではないか。

課題

- 人権に関する知的理解と人権感覚の涵養を基盤に、幅広い人権課題に取組み、自他の人権を守り、人権課題を解決しようとする実践的行動力を育成していく必要がある。
- 毎年継続して情報モラルの向上についての研修等を行っていく必要がある。また、タブレットが一人一台支給されている現状に合わせて、スマートフォン等の利用に関するネットルールを学校と家庭が一緒になって考えていく必要がある。
- 情報モラル教育は他市でも希望する学校が増え、日程の確保が困難になりつつあるため、他機関と密に調整を図るとともに、スマホサミットをより多くの学校にも参加できるイベントとしていく必要がある。

今後の取組・方向性

- 人権感覚の涵養にあたっては、児童生徒の自己肯定感や自己有用感を高め、自尊感情を育むとともに自他を価値ある存在として尊重しようとする意欲や態度を育成する。また、社会の多様化が進む中、子どもの権利に関する人権、多文化共生教育や性教育など、今日的な課題を幅広く学習できるよう、多様な生き方の中から自らの生き方を考えられる取組や関係機関との連携を推進する。
- 情報モラルの向上については、出前授業を継続して実施するとともに、モラルの向上やルール作りなどを通して主体的に考える時間を設ける。

学校教育活動全体を通じた豊かな心の育成

R 6(2024)の取組

① 校内外での様々な体験活動の実施

- ・小学校3年生で環境体験事業を、5年生では自然学校推進事業を行い、自然や環境に対する豊かな感受性、自然環境の多様さや大切さ、命の営みを感じさせるとともに、社会性や自立心を育んだ。
- また、伝統と文化を尊重する心を醸成し、環境の保全に寄与する態度等の育成につなげることを目的とした事業について、調査研究を行った。
- ・各教科や総合的な学習の時間をはじめ、あいさつ運動や人権に関する掲示物の設置など、教育活動全体を通して、工夫して人権教育に取り組むことができた。
- ・障害者や性教育、高齢者・多文化共生教育・男女共生教育等のテーマを決めて外部講師を招聘し講演会を行ったり、社会科、家庭科、道徳、総合的な学習の時間等を中心に学習したりする等、各校の実態に応じて取り組んだ。
- ・保護者への啓発として、兵庫県教育委員会人権教育課発行の人権教育副読本「ほほえみ」等を活用した授業参観を実施するとともに、人権週間が設定されている12月の学校通信では、その様子の紹介を行った。
- ・校园長会や教頭会において、人権教育の方針や人権週間の取組等の情報提供を行った。

課題

- 学校内外での様々な体験活動における試行錯誤を通して自己認識や自尊感情を高めながら、豊かな人間性と社会性を培うとともに、道徳教育の充実を図り、よりよく生きるための基本的な心構えや行動の仕方等、生き方を考える機会の充実を図っていく必要がある。
- 人権課題は、多岐に渡ることから、学校園ごとに課題意識を明確に持つように働きかけ、啓発・推進していく必要がある。
- 人権課題に係る講演会については児童生徒の発達段階に応じて、継続的な学びが必要である。

今後の取組・方向性

- 体験学習や環境学習などの事前・事後指導の充実を通して、達成感や自己有用感を高めることにより、その経験を後の生活や学習に活かす態度を育成するとともに、命を大切にする心や思いやりの心、規範意識の醸成等「心の教育」の充実を図る。
- また、市立中学校の生徒が、奄美群島を訪れ、自然・文化体験や地元の方々との交流、現地中学生とともに体験プログラムに参加し、意見交換を行うAMAフレンドシップ事業を実施し、多様な視点や価値観で物事を見つめる態度を養う。

いじめ未然防止対策の充実

R 6(2024)の取組

① いじめに対する教職員の正しい理解と感度を上げる取組

市教委による年2回の学校訪問や、「教職員用いじめ防止リーフレット」の作成、管理職を対象とした実践型研修の実施、全教職員を対象とした校内研修を実施した。また、市立小・中・高等学校を対象に学期に1度、いじめに関する市内統一アンケートを実施すること等により、いじめの認知件数も前年度から171件（R 7(2025).3末現在）増加し、早期発見、早期対応につながった。

さらに、学校や教育委員会の立場として、子どもの最善の利益の為、スクールロイヤーを設置し、学校への指導助言や直接保護者等と対応するなど、早期の問題解決につながった。

（R 6(2024)年度対応件数：182件（R 7(2025).3末現在））

② ネットいじめの防止に向けた取組

小学校41校、中学校17校、高校3校において専門的知識を有する支援員による出前授業を実施し、ネットいじめの防止に向け、SNSをはじめとする情報モラルの向上を図った。

③ 校則の見直しに向けた取組

児童生徒が健全な学校生活を送り、よりよく成長・発達していくものとなっているか検証・見直しを図ることが重要であるため、ガイドラインに基づき、以下3つの観点から校則の見直しに引き続き、取り組んだ。(1)児童生徒等が、校則の見直し過程に参画できるような仕組みを構築する。(2)必要かつ合理的な範囲内で学校や地域の実情に合わせて制定する。(3)校則（学校の決まり等）を公表する。

課題

- いじめ対応については、情報共有を含め組織的な対応、統一アンケートの結果を積極的ないじめ認知につなげることと、いじめ認知後の適切な対応等については、引き続き、学校の課題に応じた研修等の取組により徹底する必要がある。また、保護者の多様な要求に対して、学校が対応を苦慮する事案が増加傾向にあるため、子どもの最善の利益のため、問題を速やかに解決するとともに教職員が児童生徒と向き合う時間を確保する必要がある。
- 児童生徒のスマホ所持率の増加とともに、スマホを介したトラブルやネットいじめも増加傾向にあることから、ルールが未作成の学校に今後も取り組みを継続するよう指導し、児童生徒自身がスマホやタブレットの取扱いに関して主体的にルールを考え、事案を未然に防ぐことが必要である。
- 校則については、絶えず見直しを行うことが求められていることから、引き続き、ガイドラインの趣旨に基づいた見直しに取り組む必要がある。

今後の取組・方向性

- 学校生活のあらゆる場面において、それぞれの違いを認め合う仲間づくりを推進し、道徳科や特別活動、体験活動などを通じていじめの未然防止等の取組を継続する。また、様々な層の教員を対象とした研修や指導主事による学校訪問の際の研修では、具体例を出しながら、いじめに関する教員の認知力、対応力の向上を目指す。また、引き続き、スクールロイヤーによる学校への指導助言や直接保護者等とやり取りをし、速やかな問題解決につなげていく。
- 情報モラルの向上を図るため、引き続き市立小・中・高等学校に支援員を派遣し、出前授業を実施する。また、スマホサミットを実施することで、校種の枠を超えて児童生徒が主体的にスマホルールやネットの活用について考える機会を設ける。また、作成したルールについて意見を募り改善に向けて取り組む。
- 引き続き、人権教育の促進や学校の魅力向上につながった好事例を展開するとともに、児童生徒とのコミュニケーションを大切にしながら児童生徒の主体的な取組を促進する。

日本語指導を必要とする児童生徒への支援

R6(2024)の取組

① 学校園生活への早期適応に向けた支援

日本語指導を必要とし、言語の障壁による心のケアを必要とする児童生徒が在籍する学校園に、母語を理解できる多文化共生支援員を派遣し、ひらがな・カタカナの読み書きや簡単な日常会話ができるよう支援した。また、母語で教育相談をする機会をもち、精神的なケアや心の安定を図るとともに、懇談等の機会においては、日本語が理解できない保護者との意思疎通を図り、学校園と家庭の連携を支援した。

② 多文化共生支援員の派遣

日本語の指導が必要な児童生徒に対する生活面や学習面の支援を行うことで、学校生活での心の安定を図ることができた。【R6(2024)支援員派遣実績 支援員 30人 対象園児児童生徒 94人】（学校教育課）

課題

- 様々な国からの来日者の増加が想定されることから、AI通訳機器等の積極的な活用を進め、言語面のサポート体制を拡充する必要がある。

今後の取組・方向性

- 日本語指導が必要な児童生徒の就学状況について、来日7ヶ月以降の児童生徒については、引き続き県の子ども多文化共生センターと市の多文化共生支援員の派遣を行うとともに、支援員の確保等、支援の迅速化と充実を図る。さらに、持ち運び可能な通訳機器および同時通訳アプリを導入し、他者とのコミュニケーションや授業における支援を行う。

展開方向3 あらゆる場における人権教育及び人権啓発の推進【3(2)】

方向性(2) 地域における人権教育・啓発

モニタリング指標

人権講座受講前よりも「人権への関心がさらに高まった」と回答した参加者の割合
【83.7%】(R6(2024)各人権講座受講者アンケートより)

新しい視点や気づきを得る

R 6(2024)の取組

① 梅プラザ夏まつり

毎年8月に平和学習に取り組んでいるが、ここ数年は子どもたちをターゲットに「梅プラザ夏まつり」と称して、地域の子ども会などの協力のもと「縁日」形式のイベントと、平和学習としてアニメ「おかあちゃん、ごめんね」の上映や紙芝居、梅プラザで活動している登録グループによる演奏やダンス、盆踊りなどを同時に催しており、多世代の交流もできている。同時期に約1週間、「平和パネル展」を実施しており、今年は「大阪空襲と市民生活」を展示した。(中央地域課)

② 2.1 クーデター4年 ミャンマー 希望への集い 食文化、交流、祈り

市民にミャンマーの最新の状況を伝え、在日ミャンマー人の切実な思いを伝えることで、多文化共生の地域づくりを進めると共に、平和と自由が大切にされる未来をめざした。(小田地域課)

③ 2024.5.3 青空表現市

S62(1987)年の憲法記念日に起こった朝日新聞襲撃事件をきっかけに、犠牲となった小尻記者追悼として広く人権問題を取り扱う内容の催しをこれまで継続して実施してきている。今年度は近々で生じているイスラエルとガザの戦闘においてジャーナリストや子どもたち等の人権がないがしろになっている実情等を取り上げ、これらを題材にした演劇上映や川柳作成、意見交換等を通し、参加者に幅広く人権について考える機会を提供した。(小田地域課)

④ 「子育てを通して知る私と母との関係～負の連鎖を断ち切るために～」

尼崎市人権啓発推進リーダーを講師に迎え、機能不全家族に生まれ育った中で負ったトラウマなどが原因で大人になっても生きづらさを感じている「アダルトチルドレン」についての理解を深めた。(大庄地域課)

⑤ 平和学習推進事業(ヒロシマ・ナガサキ原爆展&DVD上映会)

間もなく戦後80年を迎える、戦争を知らない世代が多数を占める中、世界各地で紛争が起こっており、核兵器使用の話まで出ている。戦争による唯一核の被爆国である日本が、今一度核の使用を許してはならないことを全世界に訴え続けなければならない。日本原水爆被害者団体協議会(日本被団協)がノーベル賞を取り、世界に核の恐ろしさを訴えている今、立花地区でも今一度核の恐ろしさを伝えるパネル展&DVD上映会を実施した。(各地域課)

⑥ 「立花日本語ボランティア養成講座」(R 6(2024)7月23日～10月1日)

日本語を教えるサポーターを養成するため、講義とサポーターエクスペリエンス(実習)を組み合わせて実施している。講座終了後は、そのままサポーターのニーズのある日本語教室に移行できるように、R 6(2024)年度から講座の時間帯を変更した。講座内容については、講師には、最新の国の制度や情勢を、ダイバー推進担当には尼崎市における外籍住民の状況や日本語学級の状況なども合わせて受講生に伝えるようにしている。その結果、毎年受講生の数名は市内の日本語教室でボランティアとして活躍している。(立花地域課)

⑦ 心豊かなまちづくり講演会(人権推進講座)の実施

互いに支え合い、手をつなぎ合う心豊かなまちづくり、互いに尊重し合う人権文化の息づくまちづくりの創造を目指して、地域の人々とともに学び、ともに考える機会を提供することを目的に「幸せのかたち～ひとりひとりが輝く未来への希望～」をテーマにLGBTQやSOGIなどの言葉の意味や、他人を認め合うALLYの心、ご自身の体験談など、幅広く性の多様性について講演会を実施した。(武庫地域課)

⑧ お隣さんは外国人（R7(2025)年3月2日）

園田地区等で活動している日本語学習支援者を講師に迎え、地域の方々を対象に講演会を実施し、外国の人たちがなぜ日本に来たのか、どのように関わればいいか等を学び、多文化共生社会を築くために必要なことは何かを考える。講演会後は、餃子を作り、受講者間の交流を行った。（園田地域課）

⑨ 女性・勤労婦人センター指定管理者管理運営事業

・困難な状況にある女性への支援として、就職活動に役立つスキルを学ぶ個別就労相談付きの「自立をめざす女性のためのパソコン基礎講座」、マザーズハローワーク尼崎と協働して年代層別にキャリアリストアを考える「私たち働く！女性のキャリア・リストアセミナー」を実施したほか、シングルマザー等を対象に就職活動に必要なスーツ等の就職支援品寄付が全国より370点寄せられ、困難な状況を抱える51人に提供した。（ダイバーシティ推進課）

・コロナ禍などにより孤独・孤立で不安を抱える女性が、社会との絆やつながりを回復できるよう、支援者ネットワークのための交流会や、女性の居場所事業などを実施した。（ダイバーシティ推進課）

⑩ 地域における人権研修・啓発

差別の解消と人権思想の高揚を図るために、地域課、社会福祉協議会、民生児童委員、小・中学校連合育友会、子ども会、老人クラブ、保護司会、少年補導委員、消防団、農会、部落解放同盟等で構成する人権啓発推進委員会を各地域総合センターで運営しており、人権学習会や合同研修会、人権啓発機関紙の発行、人権週間街頭啓発活動を展開し、同委員会の人権啓発意識の高揚とともに、地域住民へ人権の気づきに向けた働きかけを行った。

さらに、沖縄の文化や、戦争中のその地域であった事件を振り返り、人権と平和について考え直す人権問題講演会（地域総合センター神崎）など様々なテーマに焦点を当てるとともに、さらなる参加者の増が見込めるよう、著名なギタリストや落語家などを講師に招くなど、より魅力ある企画を工夫した。（地域総合センター担当）

（具体例）

- ・『学ぼう！おとなにも子どもにも大切な「自尊感情」について』（地域総合センター上ノ島）
- ・『震災を考える演奏会』（地域総合センター水堂）
- ・『多文化・多民族共生社会を築くために 今何が必要か』（地域総合センター今北）
- ・『安心できる社会（認知症）』（地域総合センター南武庫之荘）
- ・『人権落語笑う門には福きたる！いじめられっこ僕が落語家になったわけ』（地域総合センター塚口）

⑪ 尼崎人権啓発協会補助金事業

あらゆる人権問題に対し、これまで培ってきた人権啓発団体との信頼とネットワークを活用し、地域に根差した人権啓発活動を実施している。効果的な人権施策の推進を行うため、業務の一部を市が担うなど、協働の取組を進めていくため協働契約を締結し、取組をおこなっている。（ダイバーシティ推進課）

① じんけんスタディツアー事業

人権問題を自分自身の課題と受け止められるよう、市民の人権意識の高揚を図るため、市内6地区において様々なテーマで講演会等を実施する「じんけんスタディツアー」を実施した。R6(2024)年度は「多文化共生」をテーマに講演会を実施し、兵庫県に住む外国籍住民への支援活動や、ひょうご多文化共生総合相談センターに寄せられた具体的な相談事例等、様々な視点で多文化共生について考える機会となった。

② 中央・園田地区人権啓発事業

地域総合センターが設置されていない「中央地区」及び「園田地区」の人権意識の高揚を図るために、啓発紙の発行や人権週間における街頭啓発キャンペーン、人権問題講演会を同地区で行う「中央・園田地区人権啓発事業」を実施した。R6(2024)年度は「多文化・多民族共生社会を築くために今何が必要か」をテーマに講演会を実施し、多文化共生社会の推進について意識を向けることができた。

③ 人権問題啓発映画上映事業

さまざまな人権問題について映像を通して分かりやすく学ぶことができるよう、各公共施設を巡回し人権啓発映画を上映するとともに、年に1度の大規模上映会を行う、「人権問題啓発映画上映事業」を実施した。R6(2024)年度の大規模上映会での上映作品は「海辺の彼女たち」

④ 人権啓発推進員事業

地域での啓発活動を担っている市民を推進員として委嘱し、人権が尊重されるコミュニティの推進を目指す。R6（2024）年度は研修会に加え、神戸市にある「神戸在日コリアンくらしとことばのミュージアム」へ出向き、推進員同士で意見交換を行い人権意識と学習意欲を高めた。

⑤ 平和啓発推進事業

- ・尼崎市内の平和に関するモニュメントを紹介する冊子「届け！平和の願い」を作成し、市内中学校1年生、私立中学校1年生（3校）及び市内公共施設へ配布し、平和の大切さについて啓発した。
- ・尼崎市原爆被害者の会による語り部事業として、市内の小学生向けに1回、一般市民向けに1回、被爆体験DVDの上映や被爆体験談を聞く催しを実施した。※インターネットモニタリング事業は展開方向2-(2)に記載。

⑯ のびよ尼っ子健全育成事業

児童生徒の健全育成に向けた取組と、情報発信・情報共有を行い、学校・家庭・地域が共通認識のもと、よりよい児童生徒への健全な育成へつなげる取組が定着してきている。いじめや希死念慮といった生徒指導上の課題に関する講演会等を行うことによって、現在の児童生徒を取り巻く課題について、知る機会を持つことができた。その上で、具体的な対応について関係者で学びを深めることができた。（いじめ防止生徒指導担当）

⑰ 成人教育事業（社会教育課）

① ユネスコ活動「平和の鐘を鳴らそう」事業（R6(2024)年7月13日実施）

尼崎ユネスコ協会が主体となり、地域住民の方々などに参加の呼びかけ、元浜緑地に設置されている「平和の鐘」を鳴らすことにより、恒久的な世界平和への祈りを捧げた。

※「平和の鐘」については、世界中で27基設置されており、そのうちの一つが尼崎市元浜緑地に設置されている。

② ユネスコ活動「ユネスコセミナー」事業（R6(2024)年11月16日実施）

尼崎ユネスコ協会が主体となり、兵庫県立尼崎小田高等学校やユネスコスクールにも加盟している成良中学校と連携・協働し、持続可能な社会づくりの担い手を育む学びの場となるよう、「E S D =つながる 気づく 考動する」をテーマとした、ユネスコセミナーを実施した。

② ユネスコ活動「人権学習講演会」事業（R7(2025)年1月24日実施）

尼崎市人権・同和教育研究協議会の助成金も活用しながら、ユネスコ会員や市民の方々を対象とした人権学習講演会を実施した。

※内容については、神社の宮司による「伝統が継承する価値観からLGBTQを考える」をテーマとした講話を実施

地域の声や社会情勢から課題をキャッチし、市民の学びを支援する

R6(2024)の取組

① 「児童養護施設で育つこどもたち」～今、こどもを取り巻く現状と課題～

児童養護施設で生活をしている子どもたちの現状や家庭状況について理解を深め、これからの教育活動に活かすため、長年にわたり保護者のいない児童、虐待されている児童、保護の必要な児童と施設で関わってきた講師を招聘し、すべての子どもたちの健やかな育ちについて学びを深めた。受講者からは、児童養護施設で生活している子どもたちの事情等を知ることができ、今後の教育活動での参考になったといった声があった。（中央地域課）

② 世界一なんでも聞いていいジェンダーの話

元なでしこリーグの女子サッカー選手で現在は男性として生活している3人組ユニット「ミュータントウェーブ」による講演会をあまがさきキューズモールで開催した。人権問題研修として多くの市職員の参加もあり、LGBTの当事者として性の多様性への理解や尊重についての講話とグループワークを通じて受講者のジェンダーについて考えるきっかけとなり、講演会前よりも人権意識が高まったとする声が多数を占めた。（小田地域課）

③ 人権学習推進「子どもの権利について」（R6(2024)年8月23日）

毎年8月に教員と地域の人が共に学ぶ機会を設け、今年度は「子どもの権利」をテーマに「尼崎市子どものための権利擁護委員会」委員長（弁護士）を講師に招き、同委員会の目的、内容活動について学ぶとともに、子どもたちの権利について考え、その権利を守るには何が必要で何が大切かを学ぶきっかけとした。（立花地域課）

④ ルワンダのお話（R 6(2024)年 6月 13 日）

ルワンダ人を講師に迎え、内戦と現状、自身が行った東日本大震災での被災外国籍住民に対する支援活動内容、災害時における外国籍住民への見解、異文化理解に対する見解等の講話から、「命の尊さ」と「学ぶ大切さ」について学び、自分たちの生活が当たり前ではないことを改めて感じ、平和とは何か、社会貢献とは何かを深く考える機会となり、市民と職員が一緒になって多文化共生社会の実現に向けて何ができるか考える機会となった。アンケートでは、多くの受講者から「とても満足」という回答を得た。また、「講座に参加する前よりも『人権』への関心がさらに高まった」という回答を多くの受講者から得ることができた。（生涯、学習！推進課・園田地域課）

⑤ 平和啓発推進事業

社会情勢が不安定なアフガニスタンにおいて、特に女性や子どもに焦点を当て難民支援やその教育支援等を行っている講師を招き、平和とは何かを考える平和啓発推進講演会を開催したほか、国、県との共催により 340 名の参加のもと、拉致問題啓発舞台劇公演「めぐみへの誓い－奪還－」を開催した（ダイバーシティ推進課）

地域の学校、住民、職員などが一体となって取り組む（学べる工夫をする）

R 6(2024)の取組

① はんしん教育ねっと学習会【視点⑦⑧⑨】

人権教育と道徳教育の関係、インクルーシブ教育についての学習会を開催し、教職員、保護者、地域住民の意見交換を通して、マジョリティの子どもを中心とした教育システムから、マイノリティの子どもがいることを前提とした学ぶ権利を保障するため通常学級の在り方を学んだ。（小田地域課）

② 特別支援教育の経験が豊富な講師により、子どもの人権について講演会を実施し、教職員や保護者等様々な立場の人が参加することで、参加者一人一人が子どもの特性や学びを大切にする生き方等への導き方等を共有し、参加者の人権意識の向上と子どもの人権の理解につながった。（大庄地域課）

③ 地域の子育て団体等の関連団体で構成されるオレンジリボンフェスタ実行委員会に、社会福祉協議会とともにイベントの企画や実施に協力し、児童虐待防止のチラシやポスターを配付するなどの啓発活動を行った。（こども相談支援課）

④ 地域交流の場となる「市民福祉のつどい（ミーツ・ザ・福祉）」では、企画段階から障害のある人が参加・活躍できる場を創出し、幅広い世代のボランティアなどと一緒に、福祉事業所の手作り雑貨販売、ミーツ新喜劇等のステージプログラムのほか、「避難所シミュレーションゲーム」や「ミーツ BOUSAI 運動会」など体験型防災コンテンツを実施した。（障害福祉課）

⑤ 人権教育小集団学習グループのメンバーから選ばれたオピニオンリーダーの資質の向上を図るためのオピニオンリーダー研修会（4回）を、各地域課と連携して実施した。R 5(2023)年度と同様に、研修会を一般参加ができるよう公開講座（各地区3回）としたほか、夏休みに親子で学習する場として、講師にアンネのバラ教会の坂本誠治牧師を迎え、戦争をテーマに「アンネが求めた世界の平和」を映像と講話で学習をするなど、幅広く学習の機会を提供することができた。

⑥ PTA をはじめとした市民の主体的学習を推進するため、継続した人権教育小集団学習グループの活動の促進及び人権教育のリーダー育成に資する研修会等を実施する中で、研修会を一般参加が可能な公開講座としたほか、戦争、発達障害、保護司、部落問題、子どもの権利と自己肯定感、ヘイトスピーチなどをテーマとして市民に学習機会を提供した。（社会教育課）

とにかく読んでもらえる啓発資料

R6(2024)の取組

- ① 人権文化いきづくまちづくり計画の取組の推進に向けて、今後の取組に生かせるような好事例集として作成する「まとめシート」を全庁的な点検や共有を図るために活用し、結果を公表した。（ダイバーシティ推進課）
- ② 新たな人権問題を啓発するためのリーフレットでは「「寝る子は育つ!!」って本当」をテーマとし、睡眠はこころとからだの健康や、子どもの自尊感情も高まるともいわれていることからスマート等の普及により短くなっている睡眠時間について考える機会を提供した。（社会教育課）

審議会意見

- 人権講座を受講して「人権への関心がさらに高まった」と回答した参加者の割合が8割ほどを占めるが、人権講座を受講するのは、もともと人権問題に関心があり、人権意識の高い市民であり、人権講座を受講する市民自身は多いとはいえない。それは人権問題に対して「重い、暗い、むずかしい」というマイナスイメージをもつ市民が少なくないためである。人権講座の受講者を増やし、市民の人権意識を高めるためには、市民へのさらなる啓発が大事ではあるが、それに加えて小中高の人権教育において人権問題に対してプラスイメージをもつ児童・生徒を増やしていくことが人権への関心の高い市民の増加につながるのではないか。

課題

- 市民意識調査において、「人権には必ず義務が伴う」に賛同する回答が一定数あり、人権についての正しい知識と理解が十分に浸透していない。
- 小集団学習グループの減少状況を踏まえ、人権教育リーダーの担い手の確保に向けて、新たなグループの立ち上げ支援などを図るなどリーダーの育成、発掘に取り組み必要がある。

今後の取組・方向性

- 当事者やその声に共感する人たちによるこれまでの差別解消に向けた様々な取組が人権問題の解決に繋がってきた歴史と正確な情報を継続して伝えていく。
- 各学校園のホームページ等を活用し、学習活動に関する情報発信を行い、身近なところで学習が行われていることの周知や学習に対する関心を持ってもらえるように体験的な参加の機会を設ける。また、将来の推進リーダーが育つよう、小集団学習グループへの支援等を通じて、リーダーの育成・発掘に引き続き取り組む。

展開方向3 あらゆる場における人権教育及び人権啓発の推進【3(3)】

方向性(3) 事業者（企業）における人権研修・啓発

求められる役割と社会情勢を踏まえたテーマで学ぶ

R 6(2024)の取組

- ① 市内に本社及び事業所をもつ企業を対象に、人権・同和問題の正しい理解と認識を深め、企業内における自主的・継続的学习の促進等を図る「障害者雇用と人権」や「働く上での多文化共生について」等をテーマにした人権研修を6回実施した（受講者：228人）。（しごと支援課）
- ② 男女共同参画認定事業者のR 7(2025)年度（2年毎に更新）からの次期募集にあたり、ホームページや企業対象の研修時、経済部局と連携した定期的な情報発信にあわせてチラシを配付するなど、幅広く周知を行った結果、更新を含め、合計90社（現75社）の認定につながった（ダイバーシティ推進課）
- ③ 兵庫労働局との雇用対策協定に基づき、「個人の幸せと企業の成長に繋がるワークライフバランス」をテーマに、企業での具体的な取組事例の紹介など、企業対象の研修（受講者：155人）を実施した。（ダイバーシティ推進課）
- ④ 指定管理者職員を対象に、地域の課題について、「しごと・くらしサポートセンター尼崎南」職員を講師とした研修会を実施し、支援を必要とする地域住民を早期に支援に結び付ける取組を進めた。（地域総合センター担当）

課題

- 課題として認識していることに対して解決の糸口になるようなテーマ設定を意識するなど、受講意欲を高める工夫が必要である。

今後の取組・方向性

- 企業等が抱えている課題など、時宜に応じたテーマを精査しながら、関係機関との連携により研修を実施していく。

展開方向4 市職員・教職員等への人権研修

【4(1)】

方向性(1) 市職員への人権研修

市職員

モニタリング
指標

「研修で学んだことを今後の業務に活かす具体的なイメージができなかった」と回答した市職員の割合【0.9%】(R6(2024)人権研修後アンケートから)

「職場に自分の居場所があり、同僚等は自分を理解してくれている」と感じる職員の割合【87.9%】(R6(2024)ストレスチェックアンケート調査から)

職員は人権を実現する責務を負うことを自覚する

※人権が守られていないとき、人権を守るために能動的に行行動することを「人権を実現する責務」と表現した。(市職員は、差別をしないだけでなく、差別をなくす役割を担っている。)

R6(2024)の取組

① 所属長研修

「部落差別（旧同和問題）について」をテーマに、人権問題研修推進員（所属長）研修を実施し、研修後に職場ミーティング（伝達研修）を行うことで、係長級以下の職員にも研修内容の共有を行い、人権意識の醸成を図った。

② 接遇力向上研修

窓口職場接遇研修（動画）を新たに作成し、性的マイノリティや外国籍住民等当事者目線に立った適切な市民対応のための接遇力と人権意識の向上に取り組んだ。

③ SOGI ハラスメント研修（新任係長研修）

新任係長を対象に性的マイノリティ当事者の体験や気持ち、困りごと等を直接聞く対話研修を実施することで性的マイノリティを身近な存在として認識し、理解促進を図ることができた。

④ インターネットモニタリング研修

インターネットモニタリングを活用した人権研修において、課長級職員に加え係長級職員（ダイバーシティ推進課、地域総合センター担当、人材育成担当）もファシリテーターとして参加し、ファシリテーターの拡充だけでなく、自身のスキルアップに取り組むことができた。ファシリテーターを担う課長級職員を増やし、受講生とファシリテーター双方が日常業務の中で人権視点から課題に気づくことの大切さについて考える場とすることができた。

⑤ ひょうご人権総合講座

人権問題を主体的に考える職員を育成するため、部落問題をはじめとする様々な人権課題をテーマにした「ひょうご人権総合講座」に職員を派遣し、基礎知識を習得した。

⑥ 地域総合センターによる新転任研修

毎年人事異動等により、人権担当部署や地域課、保健福祉センター、保育運営課、幼稚園・小中学校教員など、地域総合センターに関する職場に転任してきた職員や教員を対象に、部落差別（同和問題）の正しい知識や地域総合センターの役割などを理解するために新転任研修を実施している。この研修は、同和問題に対する基調講義をはじめ、地元の歴史などを学ぶ座学とセンター周辺を視察するフィールドワークにより、理解を深める人権研修で、R6(2024)年度は各地域総合センターで合計9回実施した。

⑦ 人権問題研修（インターネット上の誹謗中傷等の人権侵害について）

係長級職員を対象に「インターネット上の誹謗中傷等の人権侵害について」をテーマとし、実際に誹謗中傷にあつた際の対応や、被害者や加害者にならないためのポイント等を昨年度の所属長向け研修と合わせて2か年に渡って学ぶことができた。

⑧ 地域とともにある職員研修

国の隔離政策により長年増幅された差別と偏見の被害者となった元ハンセン病者の療養所を訪問する「ハンセン病療養所訪問研修」を実施し、地域担当職員が実際に療養所現地を訪問し、人権についての感度を高めるとともに、すべての人を地域社会の一員として共に生きることの大切さなどを学び、人権を前提とした地域社会の共生について意識付けることができた。

⑨ 環境事業担当人権啓発推進会議

R6(2024)年度は「同和問題をはじめとする様々な人権課題に関わる差別意識」を題材とした人権啓発動画（茨城県が作成）をもとに環境事業担当の大高洲4課（資源循環課、施設建設担当、業務課、クリーンセンター）で研修や職業差別に対する啓発方法等についてのアンケートを実施した。

職員自身の人権を守る意識の醸成

R6(2024)の取組

① 職場お悩み相談

職場環境に関する現場の実情を把握したほか、研修を通じて一人ひとりがいきいきと活躍できるマネジメントスキルや、やりがいや充実感を持てるようなコミュニケーションスキルの習得に取り組んだ。（R6(2024)実績46件）

② カスタマーハラスメントへの対応

名札の表記をフルネームにしないよう改めたほか、カスハラ対応指針を作成して職員に周知することとあわせ、カスハラへの対応について職員研修を実施し、職員の人権を守る意識の醸成に努めた。

課題

- R6(2024)年度に実施した人権についての職員意識調査の結果から、人権課題によっては若年層に自己責任論を支持する回答傾向があった。また、カスタマーハラスメントに係る質問に対してそれを受けたことがある旨の回答が全体の30.2%を占めていたことなどから、組織的な対応を進める必要がある。
- 性的マイノリティの理解促進を図るために、当事者と交流する機会を増やす必要がある。
- 多様化する人権問題について、正しい知識を得て行動につなげていくため学習機会を確保していく必要がある。

今後の取組・方向性

- 特に若年層の傾向を意識しながら、地域総合センターによる新転任研修のフィールドワークなどを通じて多様な人権問題について学べる研修機会を引き続き確保していく。
- 本市の外国籍住民の状況やニーズを知り、職員一人ひとりが自分ごととして考え方行動に移せるよう、多文化共生に関する職員研修を実施する。
- 職員の接遇力の向上と理不尽な要求電話の抑制を図るため、本庁舎の電話機に録音機能システムを導入する。また、カスハラ対応指針の浸透及びカスハラに対する正しい知識について職員研修を実施する。
- ハンセン病療養所訪問研修など正しい知識を身につけるとともに、多岐にわたる人権問題を取り扱う「ひょうご人権総合講座」を受講し、多様化する人権問題について学び、考えることができる機会を設けていく。

展開方向4 市職員・教職員等への人権研修

【4(2)】

方向性(2) 教職員への人権研修

教職員

モニタリング指標

「研修で学んだことを今後の教育実践で試してみようと思う」と回答した教職員の割合【96.1%】（教育総合センター主催の人権研修後アンケートから）

子どもの権利条約を含め人権教育に関する知識を深める

R6(2024)の取組

① 初任者研修

初任者研修、2年次・3年次・中堅教員研修において子ども達の望ましい行動を育てる支援（ポジティブ行動支援）や、児童生徒の問題行動を予防したり、望ましい行動を伸ばしたりし、体罰等不適切な指導とならないような指導法について学んだ。初任者研修では、人権教育に係る講話を実施し、「LGBTQ」や「ゲートキーパー入門」等のテーマにより人権意識の向上を図った。

② いじめ防止

「情報モラル・セキュリティ研修講座」「特別活動研修講座」でいじめ予防をテーマに取り上げ、また「人権教育研修講座」「子ども理解のための研修講座」等では、いじめに関する理解の向上を図った。さらに、高等学校いじめ防止研修を実施し、いじめに関連した発達特性等への理解を深めた。

③ 体罰防止

全校園種教職員を対象に「体罰等防止ガイドライン」の周知、コーチング理論やアンガーマネジメント、ストレスケア等の研修を実施した。また、教育公務員として遵守すべき法令理解、コンプライアンス意識の高揚を図るためにコンプライアンス研修を行った。

④ 包括的性教育を考える会

障害を有する子どもへの性教育をはじめとする包括的性教育を研究する自主研究グループ（包括的性教育を考える会）を支援し、人権をベースとした性教育の推進に努めた。

⑤ 人権教育研修講座

「多文化共生」「ヤングケアラー」「子どもの権利条約」「LGBTQ」をテーマにした人権教育研修講座を開講するとともに、全校園種の人権教育担当者を対象とした研修を実施し、子どもの権利を守る学校の在り方や子ども自身が有する権利等について学んだ。

⑥ 校内研修

小・中、高等学校及び特別支援学校において、「子どもの人権」・「性的マイノリティ」・「生命尊重」・「規則の尊重」等のテーマで講演会や校内研修を実施した。また、年間指導計画に基づいた道徳の授業や人権副読本「ほほえみ」や「きらめき」等を活用した人権の授業を公開した。

⑦ 尼崎市人権・同和教育研究協議会

4専門部（就学前（保育所・幼稚園）・小学校・中学校・高等学校）に各々所属する教職員が、人権・同和教育実践研究大会での事例発表や、人権・同和教育推進大会講演会を通じ、各学校園における人権教育の目標、成果・課題について一層の理解を深めた。（社会教育課）

課題

- 外国籍住民の社会増が続いていることから、学校園現場では、日本語指導が必要な児童等への適切な支援及び指導体制の確立が課題となっている。
- 全校園種にわたり教職員のいじめに関する感度を向上させる機会をさらに充実させる必要がある。
- 「体罰等防止ガイドライン」が教育現場に浸透するよう、継続した周知が必要である。
- 人権問題は多様化し、新たな課題が生じていることから、それらに対応できるよう継続的に知識を深めるための取組が必要である。

今後の取組・方向性

- 日本語指導が必要な児童等への対応について、多文化共生社会の実現に向けた人権意識の涵養を目的とした教職員研修を実施する。
- 子ども理解のための研修や情報モラル・セキュリティに係る研修等を通じて、教職員一人ひとりがいじめに対する感度を上げ、適切な判断と迅速な対応等の定着を図ることを目指す。
- 「体罰等防止ガイドライン」の周知を継続するとともに、子どもの多様性への理解を深める研修や教職員のアンガーマネジメントに係る研修等、より実践的な内容の研修を実施する。
- 教職員を対象とした研修では、全校園種を対象とした人権教育担当者研修や、全教職員を対象とした人権教育研修講座を実施し、全ての子どもが持つ人権について学び、子どもが他者の権利を尊重する気持ちを醸成できるよう指導力の向上を図る。
- 引き続き、教職員に対し多様化する人権問題への理解を深めるため、各専門部における実践研究の成果発表など、情報共有に向けた取り組みを支援する。

展開方向4 市職員・教職員等への人権研修

【4(3)】

方向性(3) 人権とかかわりの深い特定職業従事者への人権研修

【特定職業従事者】

求められる役割と社会情勢を踏まえたテーマで学ぶ

R6(2024)の取組

- ① 高齢者虐待の早期発見・未然防止のために、相談窓口である地域包括支援センターについて市ホームページや広報誌等で広く周知を行った。また、各種研修会、ケアマネージャー交流会等の機会を通じ、支援者間の連携を図るとともに、「高齢者虐待対応検討会議」を開催し事例検討を行った。「高齢者虐待対応マニュアル」については、国のマニュアル改訂に伴い、本市のマニュアル改訂の方向性を検討した。（包括支援担当）
- ② 民生児童委員協議会を通じて、民生児童委員や民生児童協力委員に対しては、人権問題に係る研修会等の案内やリーフレットを配付するとともに、人権問題をテーマにした研修を実施するなど、円滑な地域活動に必要な人権意識の醸成に努めた。（福祉課）
- ③ 児童専門のケースワーカーに対して弁護士や臨床心理士等からスーパーバイズを実施し、相談支援に係るスキルアップを図るとともに、要保護児童対策地域協議会の実務者向けに、児童虐待対応の基礎研修を実施し、児童虐待に係る知識・技術の向上に取り組んだほか、虐待の早期発見や予防等を図るために、要保護児童対策地域協議会代表者会議を開催し、本市の要保護児童等の現状や各機関の取組等を共有した。（こども相談支援課）

課題

- 支援が必要な課題が増加・多様化しているなど、社会情勢の変化に伴い新たに生じる様々な人権問題への柔軟な対応が必要である。

今後の取組・方向性

- 高齢者虐待対応マニュアルの改定を行うとともに、地域包括支援センターの対応力向上や関係機関の連携強化に取り組む。
- 人権問題に係るリーフレットも活用しながら、人権意識を深める研修を実施する。

【参考】過去の審議会意見一覧

◆ 令和3（2021）年度 ◆

2 人権侵害に関する相談と支援の充実

[性的マイノリティに関する取組について]

「性の多様性」とは「様々な人が存在すること（属性の多様性）」をいうのではなく、そうした「様々な人たちが自分らしく生きることができること」をいう。性的マイノリティについては、カミングアウトしている人だけでなく、「カミングアウトしていない（できない）人たち」が周りの無理解に苦しめられている現状を意識し、誰もが自分らしく生きられるよう、取組を進められたい。

3 あらゆる場における人権教育及び人権啓発の推進

[若年層の多様性理解について]

人権・民族や性別、性的指向、性自認などの多様なあり方については、若年層ほど寛容であるという傾向がみられる。しかし、現在の社会はこれらの多様性に必ずしも寛容であるとはいえず、さまざまな差別が生じているのであるが、こうした社会の現状を多様性に寛容である若年層が肯定しているという調査結果が出ている。

たとえば、「男女共同参画社会に関する世論調査」によれば、性別役割分担にとらわれず、結婚や出産などに関して多様な生き方を認めする傾向が若年層の回答に強くみられるのであるが、社会のさまざまな分野における男女の地位に関する設問において、家庭、職場、政治、法律などの分野で「男女が平等になっている」と最も多く回答しているのが若年層なのである。こうした若年層の多様性理解については、この社会にはいろいろな人がいて、「人それぞれ」でよく、自分は他者の生き方に干渉しないし、他者からも干渉されたくないという「他者の生き方に対する無関心」があるのでないか。

したがって、人種・民族や性別などの属性の多様性には寛容であるが、そうした多様な属性の人たちが自分らしく生きているのかという生き方の多様性には関心が及んでいないのではないかと考えられる。こうした「多様性の寛容さ」と「他者の生き方への無関心」が表裏一体となった若年層の考え方へ働きかける教育・啓発が重要である。

[学校における校則について]

「みんな一緒」という学校文化と校則により、多様性を尊重する社会において、学校社会が多様性の乏しい場であり続けてきたことが前提にあり、生きづらさを感じてきた児童生徒がいるということを踏まえ、学級運営などとの整合性を考慮しながら、多様性を尊重する新しい学校文化を創造し、校則を見直していくことが重要である。

4 市職員・教職員等への人権研修

[部落差別（同和問題）について]

長年に及ぶ部落差別（同和問題）に関する取組で培われた経験を有する市職員・教職員等が大量に退職したこと、同問題に関する知識・経験をほとんど有していない市職員・教職員等が急速に増えていることが喫緊の課題であることを十分に認識した上で、尼崎市における「市職員・教職員等への人権研修」において、部落差別（同和問題）について正しい知識を学ぶ研修を充実させていく必要がある。

◆ 令和4（2022）年度 ◆

1 つながり、支え合う人権尊重のまちづくり

[マジョリティに対する啓発等について]

伝統を大事にし地域の繋がりが強いことは、コミュニティの豊かさである反面、新しい価値観や少数派などのマイノリティを受け入れるハードルが高くなってしまうことがある。「みんな」や「ふつう」で通じあえる感覚が、マイノリティに対してコミュニティへの参加を妨げていないかという視点をもち、悪意がなくても結果的に排除が起きてしまう場合があることなどについて、マジョリティ側の人たちに対する啓発を行うことも必要である。

啓発を行うにあたっては、いわゆる人権課題についての理解や個人の心がけにとどまらず、近年注目されているマイクロアグレッショhn(※1)やマジョリティ特權(※2)などの角度から社会の構造として人権や差別を捉えることをめざしたい。

※ 1 マイクロアグレッショhn

言った人の主觀的な意図を問わず、敵意・軽蔑、否定的、軽視と侮辱をマイノリティに伝えてしまう言動。

※ 2 マジョリティ特權

ある社会集団（主流側／より中心に近い集団）に属していることで労なくして得られる優位性。

2 人権侵害に関する相談と支援の充実

[カミングアウトできない（していない）人たちに関する取組について]

性的マイノリティだけでなく、在日朝鮮人などにも共通するが、カミングアウトしている人だけではなく、「カミングアウトできない（していない）人たち」が周りの無理解に苦しめられており、心に葛藤を抱いているという視点を意識した啓発や研修等を行うことが重要である。

3 あらゆる場における人権教育及び人権啓発の推進

[子どもに対する権利に関する教育について]

例えば憲法第26条に規定される「義務教育」の義務については、子どもに「教育を受けさせる義務」が保護者にあり、すべての子どもが教育を受けることができる環境を整備する義務が行政にあるのだが、これを「教育を受ける義務」が子どもにあると勘違いしている大学生が多く、権利と義務について正確に把握できていない現状がある。

このような状況においては、例えば「不登校」の子どもについて、教育を受ける権利の侵害ではなく、「義務を果たさない本人が悪い」という誤った認識が生まれてしまう可能性もある。

自分がどのような権利を持っているのかを知らなければ、そもそも権利行使することができず、自身の権利を守ることもできない。

自身の権利について知ることが、他者の権利を尊重することに繋がるため、子どもに対し、権利に関する教育を行うことが重要である。

◆ 令和5（2023）年度 ◆

3 あらゆる場における人権教育及び人権啓発の推進

[人権教育・人権啓発のあり方について]

R5(2023)年12月に厚生労働省が実施したハンセン病問題に係る全国的な意識調査によると、ハンセン病に関する学習経験がない人よりも学習経験がある人のほうがハンセン病元患者（回復者）・家族と「近所に住むこと」「同じ職場で働くこと」「同じ医療機関・福祉施設に入通院・入通所すること」などに対して「抵抗を感じる」という回答割合が高く、国によるハンセン病患者の強制隔離政策や、療養所で行われた強制的な不妊手術などを肯定する回答の割合が高いという結果が出ている。

学校でハンセン病について習った経験があるという人のほうがハンセン病元患者・家族への忌避意識が強く、ハンセン病患者への差別的な政策等を肯定しているのである。

こうしたことはハンセン病問題に限らず、他の人権課題の学習についても当てはまることが想定され、人権教育・人権啓発において差別をどのように語るのか、差別の何を伝えていくのか、より効果的な取組を今後検討する必要がある。

[権利に関する理解を高める教育・啓発について]

いくつかの自治体で行われた人権意識調査では、「人権には必ず義務がともなう」という意見に對してどう思うのかを問うと、肯定回答（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の計）が6割から7割を占めるという結果となっている。

いうまでもなく、人権とはすべての人が生まれながらに持っている権利であり、義務を果たした人にだけ与えられるというものではない。何らの前提・制約もなく、すべての人が人権を持っているのである。

「人権には必ず義務がともなう」という誤解は、権利の行使を抑制することになりかねない。

ある自治体の調査では、「介護や介助を受ける高齢者や障害者が、あまりあれこれ自己主張するのはよくない」という意見に對して「そう思う」と回答した割合は、総数（全体）で9.6%にすぎなかつたが、70歳以上では18.0%、「自分自身が障害者である」と回答した人では28.3%であった。高齢者や障害者が自分の権利の行使を抑制しているのである。

これまで行われてきた人権教育・人権啓発が権利に関する理解をどれだけ高めてきたのか、検討することが必要である。